# 令和3年生駒市議会(第2回)臨時会議案

令和3年4月21日

生 駒 市

### 令和3年生駒市議会(第2回)臨時会議案目録

議案	番	号	議 案 名	頁
議案第	32	号	専決処分につき承認を求めることについて (生駒市税条例等の一部を改正する条例の制定について)	1~10
議案第	33	号	専決処分につき承認を求めることについて (生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について)	11~14
議案第	34	号	専決処分につき承認を求めることについて (令和3年度生駒市一般会計補正予算(第2回))	15~20
議案第	35	号	令和3年度生駒市一般会計補正予算(第3回)	21~24
議案第	36	号	令和3年度生駒市病院事業会計補正予算(第1回)	25~31

議案第 32 号

専決処分につき承認を求めることについて

生駒市税条例等の一部を改正する条例を定めることについては、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、令和3年3月31日別紙のとおり処分したから、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和3年4月21日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

専第 3 号

#### 専 決 処 分 書

生駒市税条例等の一部を改正する条例を地方自治法(昭和22年法律第67号) 第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和3年3月31日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市税条例等の一部を改正する条例

(生駒市税条例の一部改正)

第1条 生駒市税条例(昭和50年12月生駒市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第29条の2第4項中「所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄 税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の2において準用する 令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改め、「次条第4項」の次に「 及び第57条第3項」を加える。

第29条の3第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の 所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用 する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。

第56条第1項第1号中「本条、次条第2項及び」を「この条、次条第2項 及び第3項並びに」に改める。

第57条に次の2項を加える。

- 3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に経由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。
- 4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第89条の4第1号及び第2号中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加 える。

附則第12条の2第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第19項」を「附則第15条第16項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第26項」を「附則第15条第23項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第27項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第24項第3号」を「附則第15条第24項第3号」を「附則第15条第24項第3号」を「附則第15条第24項第3号」を「附則第15条第28項第1号」を「附則第15条第28項第1号」を「附則第15条第28項第1号」を「附則第15条第25項第1号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第25項第2号」に改め、同項を同条第8項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第15条第30項第1号イ」を「附則第15条第27項第1号イ」に改め、同項を同条第

10項とし、同条第12項中「附則第15条第30項第1号ロ」を「附則第1 5条第27項第1号ロ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「 附則第15条第30項第1号ハ」を「附則第15条第27項第1号ハ」に改 め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「附則第15条第30項第1号 ニ」を「附則第15条第27項第1号ニ」に改め、同項を同条第13項とし、 同条第15項中「附則第15条第30項第2号イ」を「附則第15条第27項 第2号イ」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「附則第15条 第30項第2号ロ」を「附則第15条第27項第2号ロ」に改め、同項を同条 第15項とし、同条第17項中「附則第15条第30項第2号ハ」を「附則第 15条第27項第2号ハ」に改め、同項を同条第16項とし、同条第18項中 「附則第15条第30項第3号イ」を「附則第15条第27項第3号イ」に改 め、同項を同条第17項とし、同条第19項中「附則第15条第30項第3号 口」を「附則第15条第27項第3号口」に改め、同項を同条第18項とし、 同条第20項中「附則第15条第30項第3号ハ」を「附則第15条第27項 第3号ハ」に改め、同項を同条第19項とし、同条第21項中「附則第15条 第34項」を「附則第15条第30項」に改め、同項を同条第20項とし、同 条第22項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、 同項を同条第21項とし、同条第23項中「附則第15条第39項」を「附則 第15条第35項」に改め、同項を同条第22項とし、同条第24項を削り、 同条第25項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第42項」に改 め、同項を同条第23項とし、同条第26項を同条第24項とし、同条第27 項を同条第25項とする。

附則第13条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第8号中「附則第19条の3第4項」を「附則第19条の3第5項」に改める。

附則第13条の2の見出し中「令和元年度又は令和2年度」を「令和4年度 又は令和5年度」に改め、同条第1項中「令和元年度分又は令和2年度分」を 「令和4年度分又は令和5年度分」に改め、同条第2項中「令和元年度適用土 地又は令和元年度類似適用土地」を「令和4年度適用土地又は令和4年度類似 適用土地」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に改める。

附則第13条の3の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第14条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加える。

附則第15条第1項中「場合の」を「場合における」に改め、同条第3項の 次に次の1項を加える。

4 令和2年度分の固定資産税について生駒市税条例等の一部を改正する条例 (令和3年3月生駒市条例第13号)による改正前の生駒市税条例(以下「 令和3年改正前の条例」という。)附則第15条第3項において準用する同条 第1項ただし書の規定の適用を受けた市街化区域農地に対して課する令和3 年度分の固定資産税の額は、前項の規定により算定した当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る令和2年度分の固定資産税に係る令和3年改正前の条例附則第15条第3項において準用する同条第1項ただし書に規定する固定資産税の課税標準となるべき額を当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、当該固定資産税額とする。

附則第16条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加え、同条第2項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

附則第16条の3中「同条第1項」を「附則第15条第1項(同条第3項に おいて準用する場合を含む。)又は第4項」に改める。

附則第16条の4第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第2項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第16条の6中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加え、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

附則第16条の6の2第2項中「同条第2項」の次に「又は第3項」を、「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第17条第1項中「第5項」を「第8項」に改め、同条第2項中「、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第3項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン

軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第4項中「、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の3項を加える。

- 6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用の乗用のものを除く。)に対する第90条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車 (営業用の乗用のものに限る。)に対する第90条の規定の適用については、 当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間 に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に 限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日ま での間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種 別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字 句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車 (前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対 する第90条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4 月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合に

は令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第17条の2第1項中「第5項」を「第8項」に改める。 附則第25条の9に次の1項を加える。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第9条の3の 2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

(生駒市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 生駒市税条例の一部を改正する条例(令和2年6月生駒市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第3条のうち、生駒市税条例第45条第10項の改正規定中「第321条の 8第52項」を「第321条の8第60項」に、「同条第52項」を「同条第 60項」に改め、同条第16項の改正規定中「第321条の8第61項」を「 第321条の8第69項」に改める。

第3条のうち、生駒市税条例第46条第4項の改正規定中「「又は第31項」に」の次に「、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に」を加える。

第3条のうち、生駒市税条例第48条の改正規定中「第48条第4項」を「第48条第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項」に改める。

第3条のうち、生駒市税条例附則第6条第2項の改正規定の次に次のように

加える。

附則第7条第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

- 第2条 第1条の規定による改正後の生駒市税条例(以下「新条例」という。)第 29条の2第4項の規定は、この条例の施行の日(以下この条及び附則第4条 第1項において「施行日」という。)以後に行う同項に規定する電磁的方法によ る同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に 行った第1条の規定による改正前の生駒市税条例(次項において「旧条例」と いう。)第29条の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書 に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。
- 2 新条例第29条の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第29条の2 第4項に規定する電磁的方法による新条例第29条の3第4項に規定する申告 書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第29条 の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第29条の3第4項に規定する 申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分 は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分まで の固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得された地方税法 等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)第1条の規定による改正前の 地方税法(昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。)附則第 15条第8項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税について は、なお従前の例による。
- 3 生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)の施行の日から令和3年3月31日までの期間(以下「適用期間」という。)内に旧法附則第15条第41項に規定する中小事業者等(以下「中小事業者等」という。)が取得(同条第41項に規定する取得をいう。以下同じ。)をした同項に規定する機械装置等(以下「機械装置等」という。)(中小事業者等が、同項に規定するリース取引(以下「リース取引」という。)に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に 取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割につ いて適用し、施行日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動 車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度 分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種 別割については、なお従前の例による。

議案第 33 号

専決処分につき承認を求めることについて

生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例を定めることについては、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、令和3年3月31日別紙のとおり処分したから、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和3年4月21日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

専第 4 号

#### 専 決 処 分 書

生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例を地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和3年3月31日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例

生駒市都市計画税条例(昭和50年12月生駒市条例第32号)の一部を次のように改正する。

附則第3条の2(見出しを含む。)中「附則第15条第19項」を「附則第15 条第16項」に改める。

附則第3条の3 (見出しを含む。)中「附則第15条第38項」を「附則第15 条第34項」に改める。

附則第3条の4(見出しを含む。)中「附則第15条第39項」を「附則第15 条第35項」に改める。

附則第3条の5 (見出しを含む。)中「附則第15条第47項」を「附則第15 条第42項」に改める。

附則第3条の7の前の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和

3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を加 える。

附則第3条の8及び第3条の9中「平成30年度から令和2年度までの各年度 分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

附則第3条の10及び第3条の11中「平成30年度から令和2年度まで」を 「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第4条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。 以下この条において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を加える。

附則第6条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を加える。

附則第6条の2中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

附則第9条中「第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項」を「第10項、第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

#### (経過措置)

2 改正後の生駒市都市計画税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第 34 号

専決処分につき承認を求めることについて

令和3年度生駒市の一般会計の補正予算(第2回)を定めることについては、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、令和3年4月13日別紙のとおり処分したから、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和3年4月21日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

専第 5 号

#### 専 決 処 分 書

令和3年度生駒市の一般会計の補正予算(第2回)を地方自治法(昭和22年 法律第67号)第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和3年4月13日

生駒市長 小 紫 雅 史

令和3年度生駒市一般会計補正予算(第2回)

令和3年度生駒市の一般会計の補正予算(第2回)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ78,909千円を追加し、歳 入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38,694,983千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳 入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

# 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入 [単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		6, 388, 772	78, 909	6, 467, 681
	2 国庫補助金	1, 160, 692	78, 909	1, 239, 601
歳  入	合 計	38, 616, 074	78, 909	38, 694, 983

歳 出 [単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		15, 831, 056	78, 909	15, 909, 965
	2 児童福祉費	6, 880, 108	78, 909	6, 959, 017
歳出	合 計	38, 616, 074	78, 909	38, 694, 983

歳入歳出補正予算事項別明細書

꽳

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

						[単位
ш	据 工 語 ① 缩	2 元 程	<del>-1</del>	節		
П	無上別の食	1	п	区分	金 額	
2 民生費国庫補助金	360, 901	78, 909	439, 810	2 児童福祉費補 助金	78, 909	新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付 金
<del>1</del> 10 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1, 160, 692	78, 909	1, 239, 601			

蒸田

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

[単位 千円]	金 額 説 明	375 パートタイム会計年度任用職員	65 社会保険料等	25 費用弁償	19 消耗品費 印刷製本費 10	183 通信運搬費 63 手数料 120	3,542 児童扶養手当システム委託料	74,700 臨時特別給付金	
*	区分	1 報酬	4 共済費	8 旅費	10 需用費	11 役務費	12 委託料	18 負担金補助及 び交付金	
	ろ 訳 - 般財源								
	財 源 (その他								
H	(A)								
	<del>備 上 特</del> 国県支出金	78, 909 (国補)	78, 909						78, 909
	111111111111111111111111111111111111111	424, 967							6, 959, 017
	補正額	78, 909							78, 909
2 児里倫ய賞	補正前の額	346, 058							6, 880, 108
(名) (首)	В	4 母子父子福祉費							福

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

1 一般職 (1) 総括

		为								
		備								
		台	(千円)		7, 791, 820		7, 791, 380		440	
		共済費	(千円)		1, 172, 534		1, 172, 469		99	
		#=	(千円)		6, 619, 286		6, 618, 911		375	
	量	職員手当	(千円)		2, 781, 435		2, 781, 435		0	
	給	給料	(千円)		3, 128, 064		3, 128, 064		0	
	汝	報酬	(千円)		709, 787		709, 412		375	
		職員数	(Y)	( 819 )	793	( 219 )	793	( 1 )	0	
(I) 你的TI		X			4	非出来	Ⅎ	全		

※ ( ) 内は、再任用短時間勤務職員及びペートタイム会計年度任用職員について外書きしたもの。

休日勤務手当	(千円)	36, 826	36, 826	0
時間外勤務	手当 (千円)	175, 164	175, 164	0
特殊勤務手当	(千円)	1,607	1,607	0
<b>出</b> 英 手 当	(千円)	199, 173	199, 173	0
管理職員特別	勤務手当(千円)	944	944	0
管理職手当	(千円)	116, 268	116, 268	0
扶養手当	(千円)	78, 930	78, 930	0
1		補正後	補正前	深 軟
		職員手当の	K K	

		(千円) (千円) (千円)
45, 266	45, 266	(千円) 45, 266
77, 438	77, 438	(千円)
648		E)
7,782	7,782	(千円)

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区	) 増減額( <sub>千円</sub> )	] 增減事由別内訳	訳 (千円)	記 月	)		析	
報酬	酬 会計年度任用職員	用職員						
	375	5 その他の増減分	375	採用に伴増加加	: 公 次			
給料		会計年度任用職員以外の職員						
		給与改定に伴う 増 減 分						
		昇 給 に 伴 う増 加 分						
		その他の増減分						
	会計年度任用職員							
		その他の増減分						
職員手当		会計年度任用職員以外の職員						
		制度改正に伴う 増 減 分						
					扶養手当 管理職手当	# # E E	夜間勤務手当 単身赴任手当	田 田
		その他の増減分			管理職員特別勤務手当 地域手当	中 中	通勤手当 住居手当	田田田
					特殊勤務手当	#	退職手当	十
					時間外勤務手当 休日勤務手当	# # E E	期末手当 勤勉手当	十 十
	会計年度任用職員	用職員						
		その他の増減分						

議案第 35 号

令和3年度生駒市一般会計補正予算(第3回)

令和3年度生駒市の一般会計の補正予算(第3回)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29,599千円を追加し、歳 入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38,724,582千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳 入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年4月21日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

# 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入 [単位 千円]

款	項	補正前の額	補正額	<u>≓</u> †
15 国庫支出金		6, 467, 681	13, 503	6, 481, 184
	2 国庫補助金	1, 239, 601	13, 503	1, 253, 104
19 繰入金		1, 128, 661	4,800	1, 133, 461
	1 基金繰入金	1, 123, 801	4, 800	1, 128, 601
20 繰越金		299, 485	11, 296	310, 781
	1 繰越金	299, 485	11, 296	310, 781
歳入	合 計	38, 694, 983	29, 599	38, 724, 582

歳 出 [単位 千円]

款			項	補正前の額	補	正額	# <u>†</u>
4 衛生費				4, 964, 177		29, 599	4, 993, 776
		1 保健征	衛生費	2, 709, 593		29, 599	2, 739, 192
歳	出	合	計	38, 694, 983		29, 599	38, 724, 582

歳入歳出補正予算事項別明細書

談

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

						[単位 子円]
Ш	据 L 能 O 缩	1 相 元 相	1111	節		HI RE
П	上間公	∃	п	区分	金額	
総務費国庫補助金	413, 721	13, 503	427, 224	1 総務管理費補 助金	13, 503	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
<b>→</b>	1, 239, 601	13, 503	1, 253, 104			

(款) 19 繰入金

(項) 1基金繰入金

显		00	
	金	4,800	
節	区分	1 ふるさと生駒 応援基金繰入 金	
- <del>1</del>	п	84, 212	1, 128, 601
界上界	# H	4,800	4,800
据 上 語 0 婚	上 刑 ♡	79, 412	1, 123, 801
Ш	П	2 ふるさと生駒応援基金繰入金	<del>                                      </del>

(款) 20 繰越金

(項) 1 繰越金

						[ 東
П	据 二 当 9 <b>缩</b>	2 元 2 元	111	節		HI
П	IE 80 02	# H	Π̈́	区分	金額	
1 繰越金	299, 485	11, 296	310, 781	1 繰越金	11, 296	11, 296   前年度繰越金
<del>1</del> 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	299, 485	11, 296	310, 781			

歳田

(款) 4 衛生費

	_			<u> </u>			
[単位 千円]		説明		新型コロナウィルス感染症医療体制整 備補助金			
		今缩		29, 599			
	飼			11, 296 18 負担金補助及 び交付金			
	内訳	型相称一	<b>成好</b> 你	11, 296	11, 296		
	財源	源	その他	4,800 (繰入) 4,800	4,800		
	額の	定		定 地 方 f			
	補正	特	国県支出金	13, 503 (国補) 13, 503	13, 503		
		111111111111111111111111111111111111111		29, 599 1, 235, 767	29, 599 2, 739, 192		
		補 正 額		29, 599	29, 599		
1 保健衛生費	_	補正前の額		1, 206, 168	2, 709, 593		
(項) 1 (		ш		1 保健衛生総務 費	#		

#### 議案第 36 号

令和3年度生駒市病院事業会計補正予算(第1回)

- 第1条 令和3年度生駒市病院事業会計の補正予算(第1回)は、次に定めると ころによる。
- 第2条 令和3年度生駒市病院事業会計予算(以下「予算」という。)第2条第1 項に次の1号を加える。

#### (2) 主要な建設改良事業

生駒市立病院病室空調設備改修工事

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

#### 収 入

科目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 病院事業収益	603,301 千円	761 千円	604,062 千円
第2項 医業外収益	515,138 千円	761 千円	515,899 千円

#### 支 出

科目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 病院事業費	547, 401 千円	578 千円	547,979 千円
第1項 医業費用	493,602 千円	578 千円	494, 180 千円

第4条 予算第4条第1款資本的収入中第2項を第3項とし、第1項を第2項と し、同項の前に「第1項 補助金」を加え、同条第1款資本的支出中第2項を 第3項とし、第1項を第2項とし、同項の前に「第1項 建設改良費」を加え、 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

#### 収 入

科目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的収入	583, 291 千円	29,599 千円	612,890 千円
第1項 補助金	0 千円	29,599 千円	29,599 千円

#### 支 出

科目	既決予定額	補正予定額	<b>#</b>
第1款 資本的支出	986, 209 千円	29,599 千円	1,015,808 千円
第1項 建設改良費	0 千円	29,599 千円	29,599 千円

第5条 予算第7条を次のように改める。

一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、院内保育所の運営経費分として2,935千円、生駒市立病院病室空調設備改修工事分として29,599千円である。

令和3年4月21日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

# 令和3年度 生駒市病院事業会計補正予算(第1回) 実施計画

#### 1 収益的収入及び支出

収入 (単位 千円)

	款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備	考
-	1 病院事業 収 益			603, 301	761	604, 062		
		2   医業外     収益		515, 138	761	515, 899		
			5長期前受金反入	95, 667	761	96, 428		

支 出 (単位 千円)

款	Ž.		項		目	既決予定額	補正予定額	計	備	考
1 病事 🧵		院費				547, 401	578	547, 979		
			1 医業費用			493, 602	578	494, 180		
				3 減	却費	385 841	578	386, 419		

#### 2 資本的収入及び支出

収入 (単位 千円)

款		項			目		既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資 本 的 収 入	J						583, 291	29, 599	612, 890	
	1 補	〕助	金				0	29, 599	29, 599	
				1 他 補	会助	計 金	0	29, 599	29, 599	一般会計補助金

支 出 (単位 千円)

Ž	款			項			目		既決予定額	補正予定額	計	備	考
1 資 支	本	的出							986, 209	29, 599	1, 015, 808		
			1 建 改	良	設費				0	29, 599	29, 599		
						1 新改	良	設費	0	29, 599		委託料 工事請負費	2, 099 27, 500

#### 令和3年度 生駒市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書 (令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

A ()
(単位 千円)
69, 715
386, 419
2
$\triangle$ 96, 428
$\triangle 4$
9, 799
381, 786
$\triangle 353, 247$
398, 042
4
$\triangle 9,544$
388, 502
△26 <b>,</b> 908
258, 560
231, 652
出 △985, 209
入 340,000
△645, 209
△25 <b>,</b> 055
97, 335
72, 280

### 令和3年度生駒市病院事業予定貸借対照表

(令和4年3月31日)

(単位 千円)

#### 資産の部

1 固定資産				
(1) 有形固定資産				
イを建物	4, 936, 196			
減価償却累計額	$\triangle$ 1, 056, 568	3, 879, 628		
口 建物附属設備	3, 651, 119			
減価償却累計額	$\triangle$ 1, 562, 793	2, 088, 326		
ハ 工具器具及び備品	7, 989			
減価償却累計額	$\triangle$ 4, 956	3, 033		
有形固定資産合計			5, 970, 987	
(2) 無形固定資産				
イ 水道施設利用権		5, 188		
無形固定資産合計			5, 188	
固定資産合計		<del>-</del>		5, 976, 175
2 流 動 資 産				
(1) 現 金 預 金			72, 280	
(2) 未 収 金			7, 233	
流動資産合計		<del>-</del>		79, 513
資 産 合 計			_	6, 055, 688

## 負債の部

3 固定負債 (1)企業債 (2)他会計借入金 イ建設改良費等の財源に 充てるための長期借入金 ロ その他長期借入金 他会計借入金合計 固定負債合計	3, 052, 324 152, 079	1, 649, 111 3, 204, 403	4, 853, 514
4     流     動     負       (1)     企     業     債       (2)     未     払     金       (3)     引     当     金       (4)     その他流動負債       流     動     債     合		982, 342 40, 611 1, 752 200	1, 024, 905
5 繰延収益 (1)長期前受金 (2)長期前受金収益化累計額 繰延収益合計 負債合計	- Ara - Ara	1, 534, 716 △ 646, 129	888, 587 6, 767, 006
	資本の部		
6 資 本 金 (1) 資 本 金 資 本 金 合 計	_	200, 000	200, 000
7 剰 余 金 (1) 利 益 剰 余 金 イ 当年度未処理欠損金 利 益 剰 余 金 合 計 剰 余 金 合 計 資 本 合 計 負 債 資 本 合 計	911, 318	△ 911, 318 —	$\triangle$ 911, 318 $\triangle$ 711, 318 6, 055, 688